

**令和 6（2024）年度決算に基づく健全化
判断比率及び資金不足比率審査意見書**

栃 木 県 監 査 委 員

栃監査第49号

令和7(2025)年9月18日

栃木県知事 福 田 富 一 様

栃木県監査委員 森 澤 隆

同 鎌 形 俊 之

同 山 形 修 治

同 高 山 和 典

令和6(2024)年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和7(2025)年7月22日付けで審査に付された令和6(2024)年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）の審査は、知事から提出された令和6（2024）年度決算に基づく健全化判断比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比 率 名	令和6（2024）年度 決算に基づく比率	令和5（2023）年度 決算に基づく比率	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実 質 赤 字 比 率	—	—	3.75 %	5 %
(2) 連結実質赤字比率	—	—	8.75 %	15 %
(3) 実質公債費比率	9.4 %	9.4 %	25 %	35 %
(4) 将来負担比率	102.9 %	102.8 %	400 %	

（注）実質赤字額、連結実質赤字額が、それぞれ生じていないことから「—」で表示している。

3 審査の意見

健全化判断比率について、実質公債費比率は9.4%で、前年度と変わらず、将来負担比率は102.9%で、前年度より0.1ポイント上昇しているが、いずれの比率も早期健全化基準を下回っている。

今後とも、行政コストの削減、歳入の確保などに積極的に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和6(2024)年度決算に基づく資金不足比率の審査は、知事から提出された資金不足比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の各事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

事業会計名	令和6(2024)年度 決算に基づく比率	令和5(2023)年度 決算に基づく比率	経営健全化基準
(1)流域下水道事業会計	—	—	20 %
(2)電気事業会計	—	—	20 %
(3)水道事業会計	—	—	20 %
(4)工業用水道事業会計	—	—	20 %
(5)用地造成事業会計	—	—	20 %
(6)施設管理事業会計	—	—	20 %

(注1) 資金不足額が生じていないことから「—」で表示している。

(注2) (1)～(6)は法適用企業（地方公営企業法の全部又は一部を適用）の会計である。

3 審査の意見

流域下水道事業会計外5事業会計について、いずれも資金の不足額は生じていない。今後とも、健全経営に努められたい。